

①令和4年度国保運営について

令和3年度 国民健康保険特別会計決算見込み

(1月末時点)

(1)歳入

款	現計予算	R3年度 決算見込み	(百万円) 差額
1 国民健康保険税	1,306	1,304	-2
4 都道府県支出金	5,513	5,401	-112
うち、特別調整交付金	79	122	43
6 繰入金	658	608	-50
うち、基金から繰入	77	11	-66
子ども均等割減免分	11	11	0
- その他	76	77	1
合計	7,553	7,390	-163

(2)歳出

款	現計予算	R3年度 決算見込み	(百万円) 差額
1 総務費	204	191	-13
2 保険給付費	5,351	5,205	-146
3 保険事業費納付金	1,837	1,837	0
6 保健事業費	91	89	-2
9 諸支出金	68	67	-1
- その他	2	1	-1
合計	7,553	7,390	-163

(1)歳入－(2)歳出

0 0 0

※ 令和3年度の決算見込みは、現計予算(令和3年度12月補正)と比較して、歳出である保険給付費が減少することに伴い、保険給付費の財源となる歳入の都道府県支出金が減少する見込み

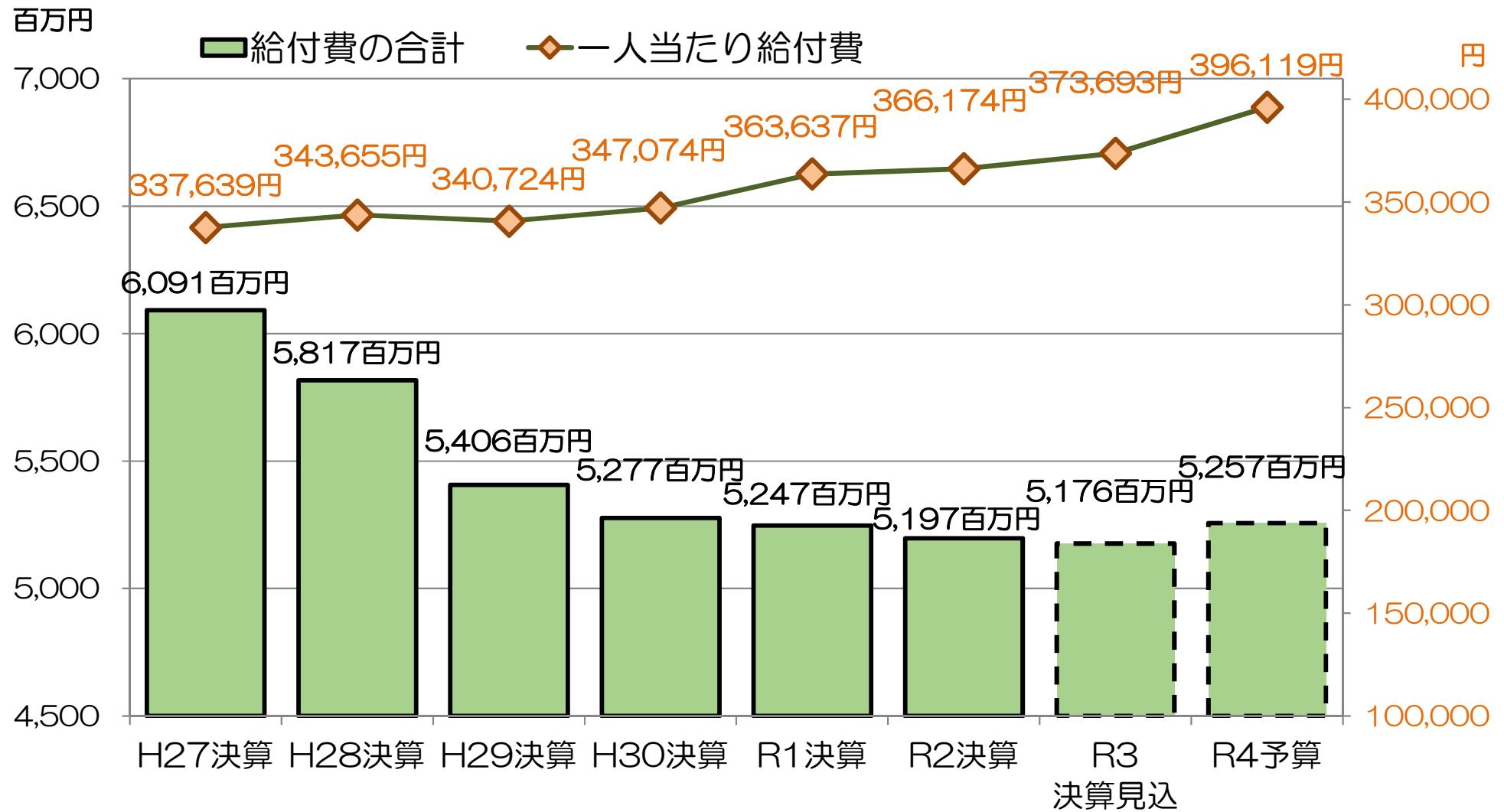
※ 歳入では、主に歳入の都道府県支出金のうち特別交付金が増加することにより、基金からの繰入れが減少する見込み

国保加入世帯数・被保険者数の推移

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 決算見込	令和4年度 予算
	(対前年)	(対前年)	(対前年)	(対前年)	(対前年)
加入世帯数	9,873世帯 (▲297世帯)	9,493世帯 (▲380世帯)	9,424世帯 (▲69世帯)	9,198世帯 (▲226世帯)	8,844世帯 (▲354世帯)
被保険者数	15,203人 (▲664人)	14,430人 (▲773人)	14,194人 (▲236人)	13,853人 (▲341人)	13,270人 (▲583人)
介護保険第2号 被保険者数	4,749人 (▲281人)	4,470人 (▲279人)	4,397人 (▲73人)	4,246人 (▲151人)	4,068人 (▲178人)

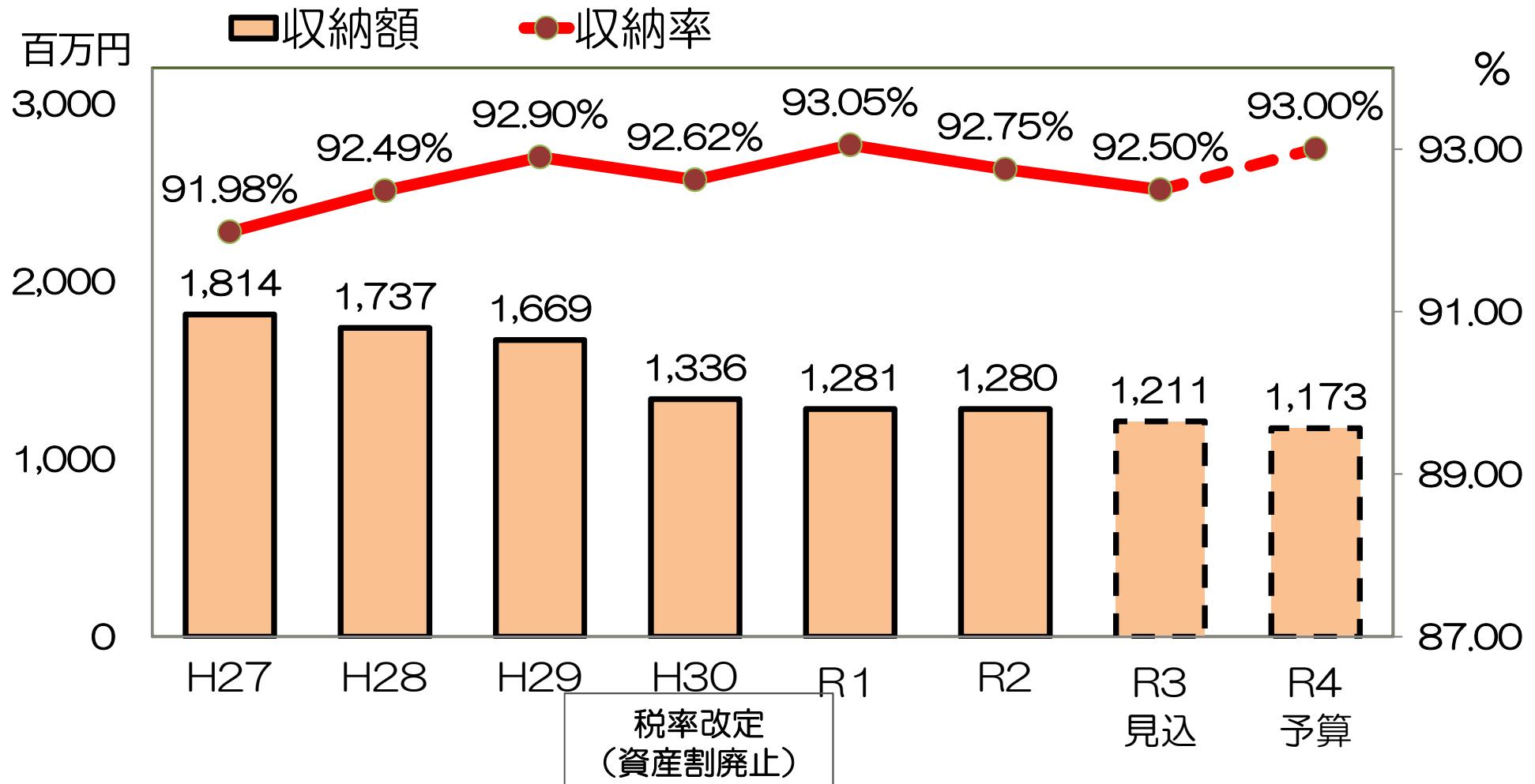
- ・短時間労働者への健康保険適用の拡大や、後期高齢者医療制度の移行などにより、国保被保険者数は減少している
- ・令和4年度以降は団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行し、更に国保被保険者数の減少が進む見込み

一人当たり給付費と給付費合計の推移



「一人当たりの保険給付費」は高齢化の進展や医療費の高度化等により増加傾向であるが、被保険者数は減少傾向であるため「給付費の合計」に大きな変化はない

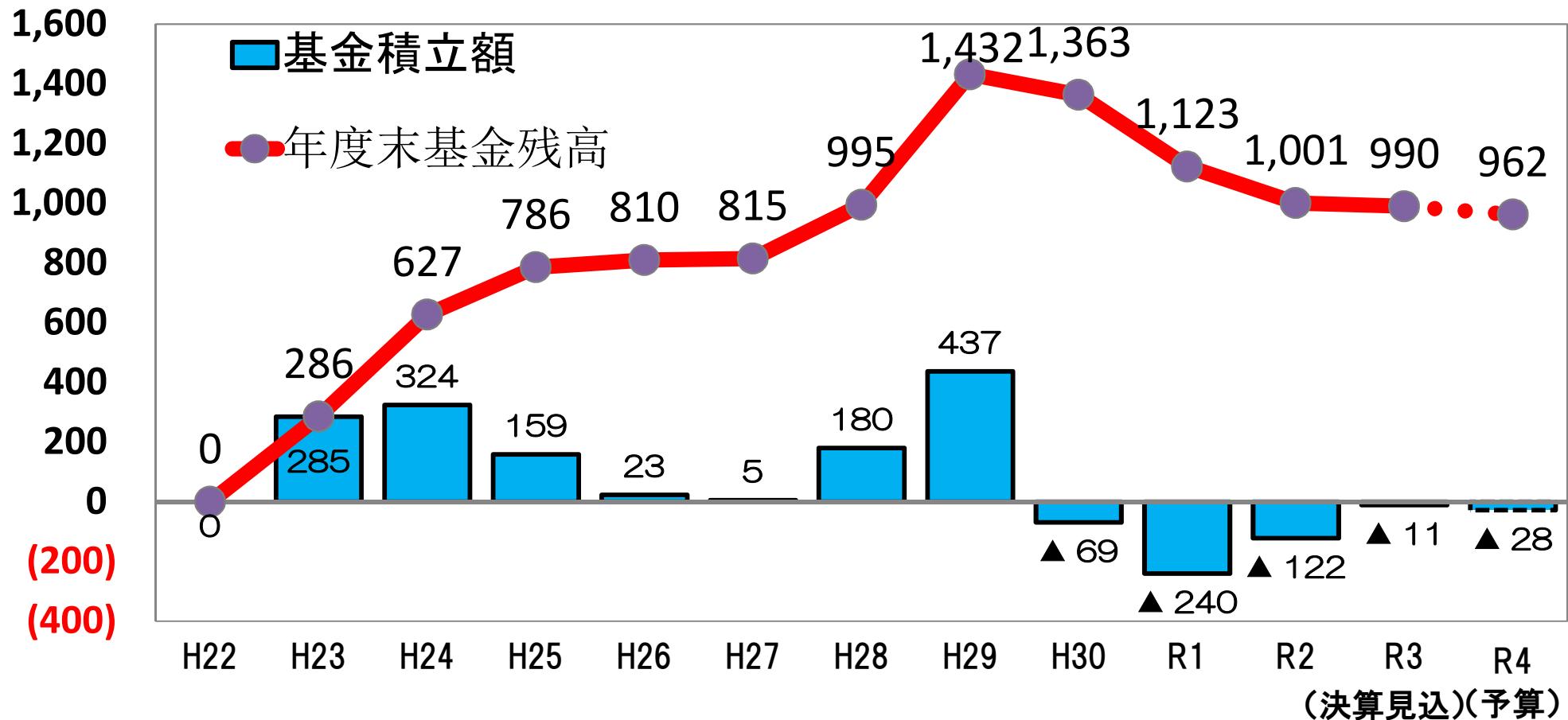
年度別の収納額・収納率の推移(現年度分)



収納額は、被保険者数の減少傾向に伴い減少する見込み

事業調整基金の残高推移

単位:百万円



- 令和3年度決算見込の事業調整基金積立額は▲11百万円（取崩し）、年度末基金残高は990百万円の見込み
- 令和4年度において事業調整基金を活用し、子どもの均等割減免や保険税率引き上げを抑制していく

標準税率と加賀市の保険税率の比較

税率区分	医療分 (0歳～74歳まで)			後期高齢者支援分 (0歳～74歳まで)			介護納付金分 (40歳～64歳まで)		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
	(%)	(円)	(円)	(%)	(円)	(円)	(%)	(円)	(円)
現行税率①	7.36	27,600	20,800	2.20	8,900	6,200	1.88	9,700	4,400
標準保険税率②	6.99	28,920	18,682	2.58	10,384	6,708	2.34	11,977	5,921
比較② - ①	▲ 0.37	1,320	▲ 2,118	0.38	1,484	508	0.46	2,277	1,521

税率区分	医療+後期支援+介護		
	所得割	均等割	平等割
	(%)	(円)	(円)
現行税率①	11.44	46,200	31,400
標準保険税率②	11.91	51,281	31,311
比較② - ①	0.47	5,081	▲ 89

医療分+後期支援分+介護分で加賀市の保険税率は、

- ・所得割で0.47%低い
- ・均等割で5,081円安い
- ・平等割で89円高い

令和4年度の保険税率と賦課限度額

◎令和4年度の国保税率は据え置く

- ・国保事業調整基金は、令和3年度末で990百万円の残高見込み
- ・現行税率でも令和4年度の実質収支見込額は0千円の見込み
(うち、事業調整基金繰入額 約28,000千円)
- ・標準保険税率にした場合、令和4年度は約18,000千円の黒字ができる

※将来的に県内の標準保険税率が統一され、県内同一の保険税率となることも想定されることから、標準保険税率と加賀市保険税率との差が大きくならないよう注視していく必要がある。

◎令和4年度の賦課限度額を3万円引き上げる（合計96万円）

- ・現在加賀市は国より2段階低く設定しているが、令和4年度の国の3万円（1段階）引き上げにあわせて、加賀市も3万円（1段階）引き上げる

保険税率の推移

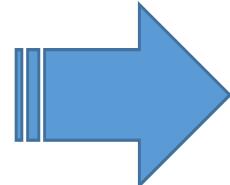
	応能割		応益割		賦課限度額		
	所得割	資産割	均等割 (1人あたり)	平等割 (世帯あたり)	法定 (A)	加賀市 (B)	差額 (A)-(B)
平成27年度	12.30%	50.00%	46,200円	39,800円	85万円	81万円	4万円
平成28年度	↓	↓	↓	↓	89万円	↓	8万円
平成29年度	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
平成30年度 (広域化)	11.44%	(廃止)	46,200円	31,400円	93万円	85万円	8万円
令和元年度	↓	-	↓	↓	96万円	89万円	7万円
令和2年度	↓	-	↓	↓	99万円	93万円	6万円
令和3年度	↓	-	↓	↓	↓	↓	↓
令和4年度	↓	-	↓	↓	102万円	96万円	6万円

子ども減免(未就学児均等割減免)について

- 加賀市では、平成30年度から18歳未満の子どもについて、低所得世帯軽減（2・5・7割軽減）算定後の均等割の2分の1を減免しているが、令和4年度から国の制度でも、6歳未満の未就学児について、同様の減免を行うこととなった
- 国の制度の対象外となる6歳以上18歳未満の子どもについては、引き続き市独自の子ども減免を実施する
- 減免分の財源は、未就学児均等割減免繰入金
(国4分の2・県4分の1・市4分の1)

H30～R3

0歳から18歳
(加賀市独自減免)



R4～

(年齢の基準日は4月1日)

0歳から6歳未満
(国の制度)

6歳以上から18歳まで
(加賀市独自減免)

子ども減免額

低所得世帯軽減	無し	2割	5割	7割
減免額	18,250円	21,900円	27,375円	31,025円
減額割合の 合計	5割	6割 (2割+4割)	7.5割 (5割+2.5割)	8.5割 (7割+1.5割)

子ども減免の推移

	H30	R1	R2	R3(見込)	R4(予算)
減免額 (千円)	12,713	12,450	11,649	11,370	(国) 3,265
					(市) 7,626
減免者 (人)	1,053	1,016	939	984	943

国民健康保険特別会計 総括表

(単位:千円)

歳 入				
款別	令和3年度 (当初)A	令和4年度 B	比較 (B-A)	前年比 (%)
1 国民健康保険税	1,306,333	1,261,326	△ 45,007	96.6
4 都道府県支出金	5,490,154	5,485,909	△ 4,245	99.9
5 財産収入	500	500	0	100.0
6 繰入金	625,464	584,078	△ 41,386	93.4
8 諸収入	36,049	35,187	△ 862	97.6
合計	7,458,500	7,367,000	△ 91,500	98.8

歳 出				
款別	令和3年度 (当初)A	令和4年度 B	比較 (B-A)	前年比 (%)
1 総務費	149,870	197,251	47,381	131.6
2 保健給付費	5,349,773	5,286,079	△ 63,694	98.8
3 国民健康保険事業費納付金	1,837,022	1,771,063	△ 65,959	96.4
4 共同事業拠出金	2	2	0	100.0
6 保健事業費	90,905	83,776	△ 7,129	92.2
7 基金積立金	500	500	0	100.0
8 公債費	500	500	0	100.0
9 諸支出金	28,928	26,829	△ 2,099	92.7
10 予備費	1,000	1,000	0	100.0
合計	7,458,500	7,367,000	△ 91,500	98.8

◎基金の状況

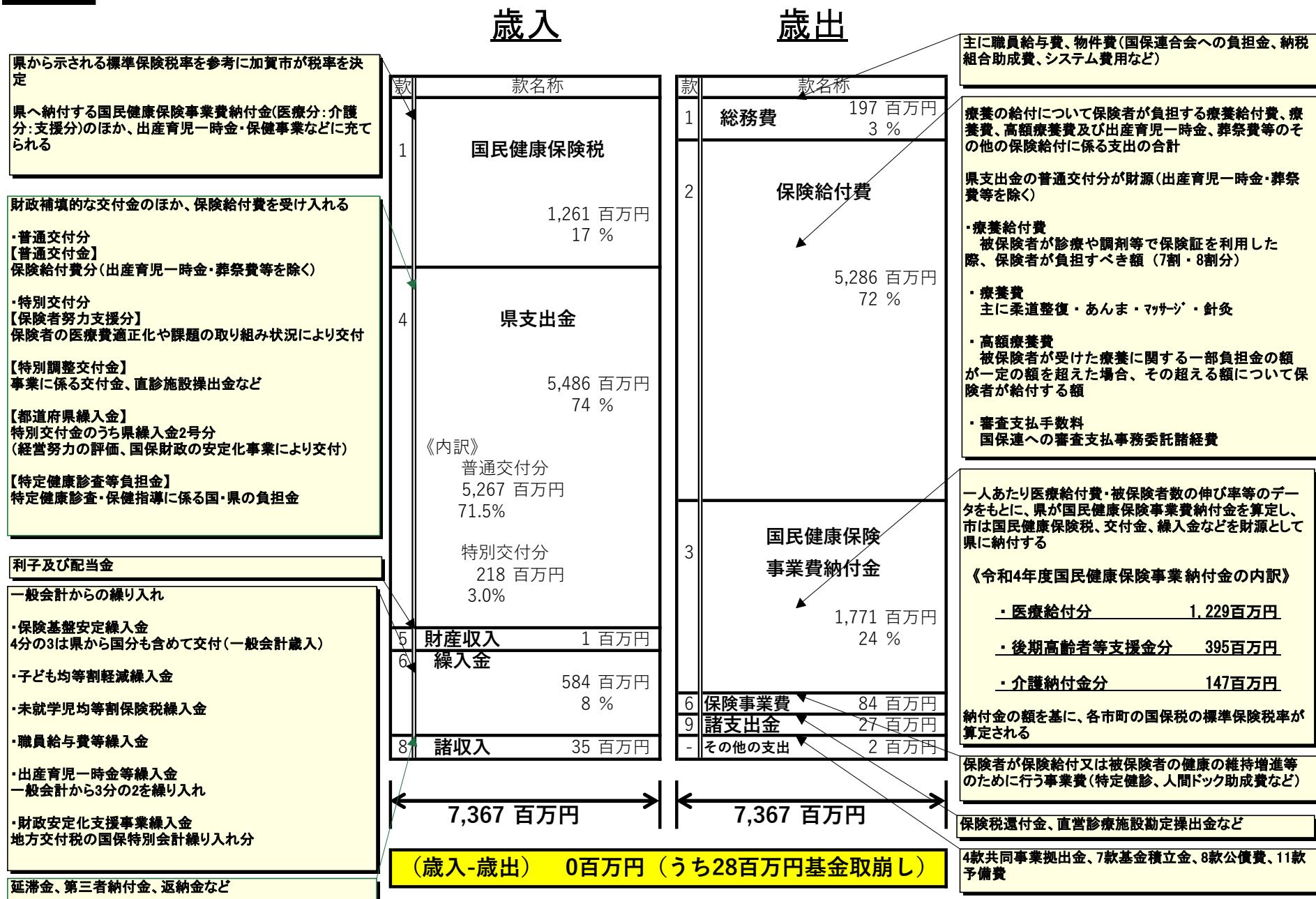
(単位:千円)

名称	令和2年度末残高	令和3年度末残高(見込)	令和4年度中増減(見込)	令和4年度末残高(見込)
国民健康保険事業調整基金	1,000,873 (決算剩余金積立0円)	989,429	△ 27,714	961,715

(決算見込み)

国保会計 歳入歳出の関係 「令和4年度予算ベース」

(単位:百万円)



②令和3年度主な保健事業の取組及び令和4年度の保健事業（案）について

令和3年度の保健事業の主な取組について

1. 特定健診受診率向上対策

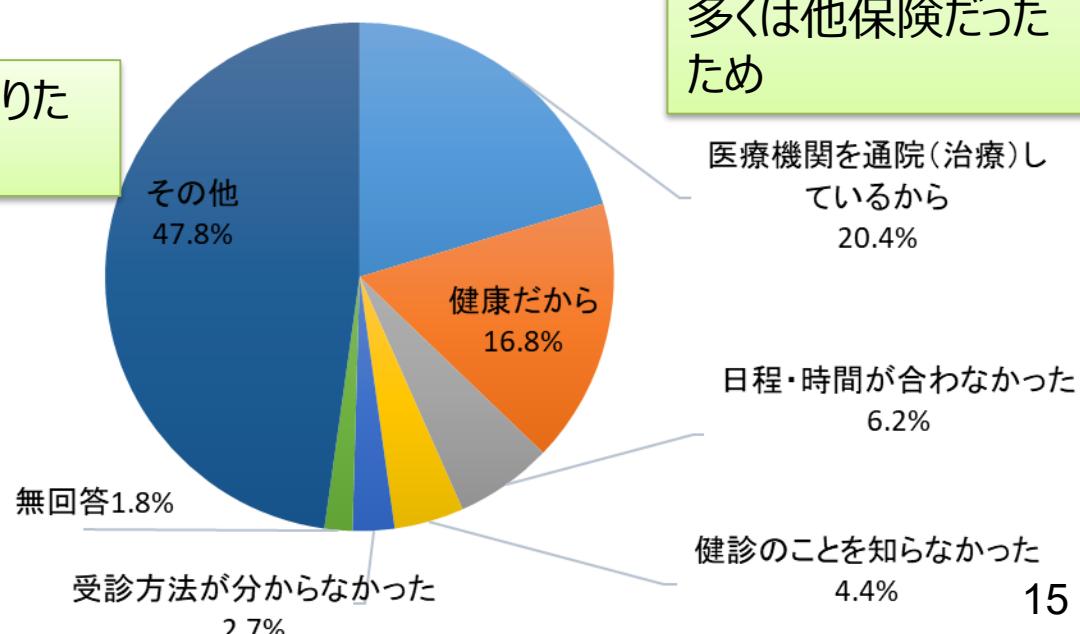
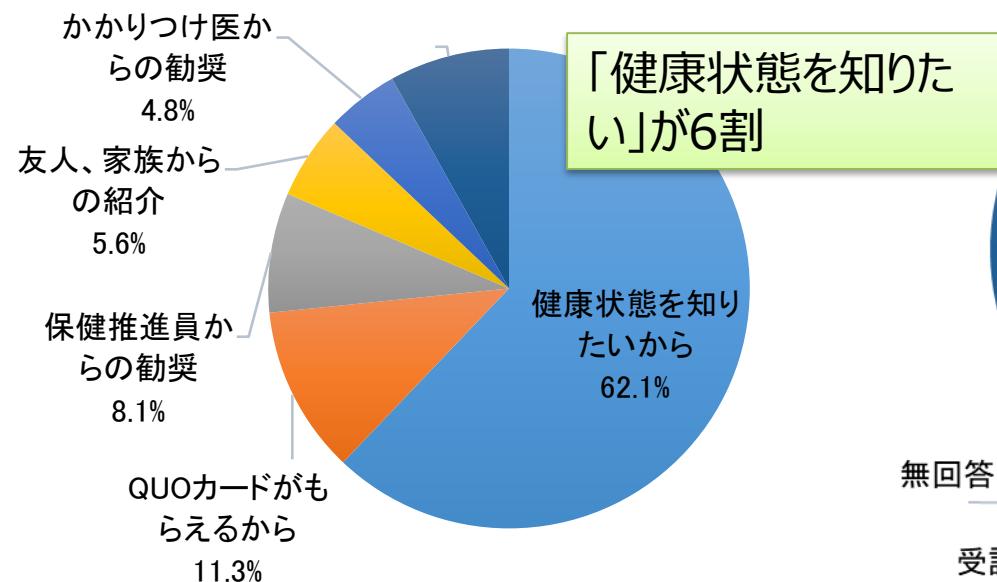
(1) 受診履歴別対策

取組	概要	対象	計画	実績(R4.1末)
受診履歴別対策 ①新規受診者へのインセンティブ ②不定期受診者への未受診者勧奨通知	①新規受診者には、500円クオカードを進呈 ②対象者に合わせた内容通知	①過去に健診受診歴のない者 ②過去5年間1回以上受診歴ありの者	①500件 ②4,000通	①340件 ②3,276通

▶新規健診受診者のアンケート結果より (R4.1末把握分)

特定検診等受診、データ提供のきっかけを教えてください。

これまで健診を受診されなかった理由を教えてください。



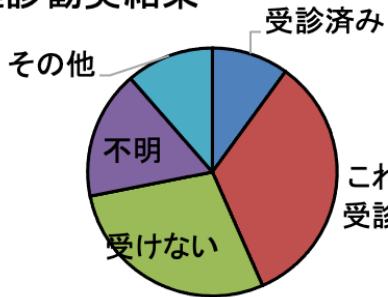
(2) 地域別対策

保健推進員による健診勧奨訪問 (518件)

取 組	概 要	対象	計画	実績(R4.1末)
地域別の対策 保健推進員による未受診者勧奨訪問	個別訪問による健診受診勧奨	40歳、41歳 65歳、66歳	500件	518件

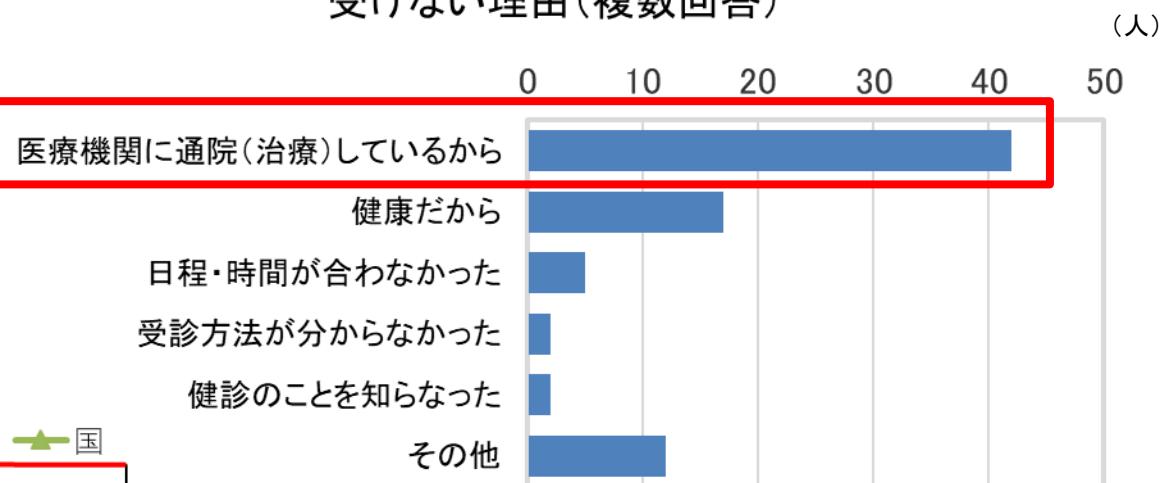
► 健診勧奨アンケート結果より 281件 (R4.1末把握分)

健診勧奨結果

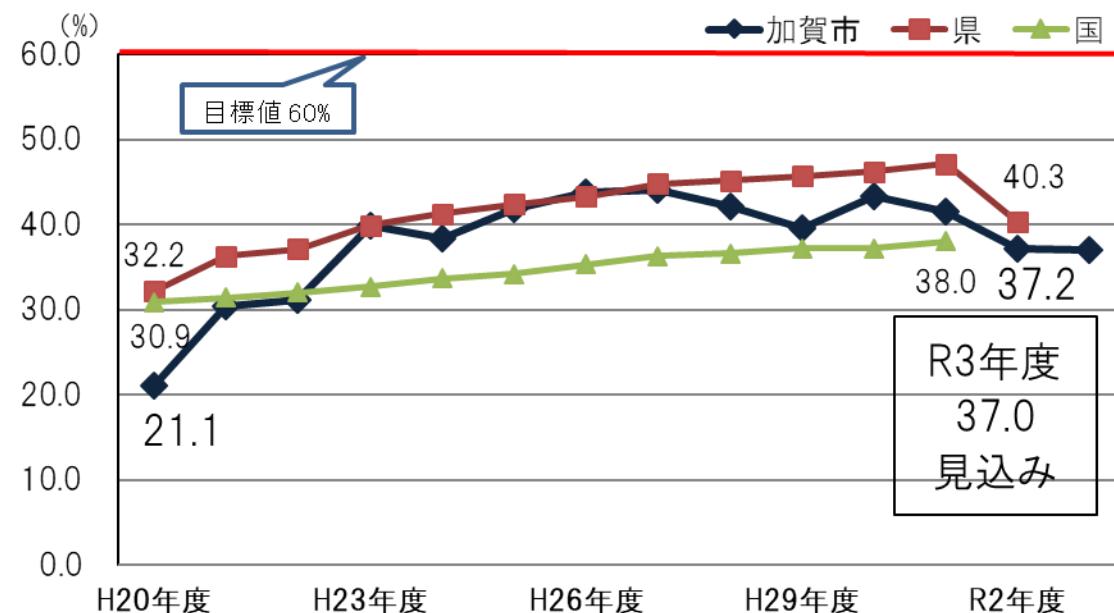


約5割が受診済みか
予定である。

受けない理由(複数回答)



► 特定健診受診率の推移と見込み



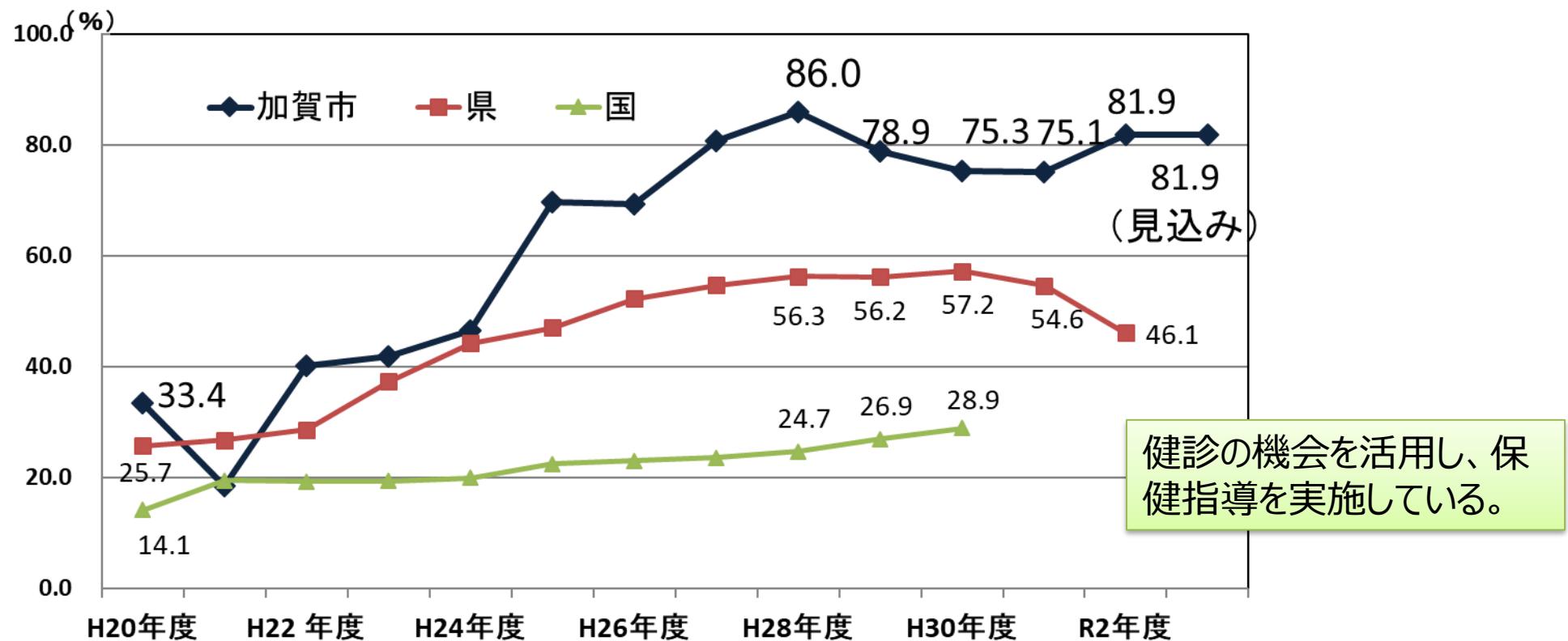
コロナ禍により、受診率が低迷している。

2. 特定保健指導の充実

初回分割実施

取 組	概 要	対 象	計画	実績(R4.1末)
特定保健指導実施体制 初回分割実施	特定健診受診時に初回 面接実施（集団健診 会場）	特定保健指導対象者	32件 (R2)	6回 34件

▶ 特定保健指導実施率の推移と見込み

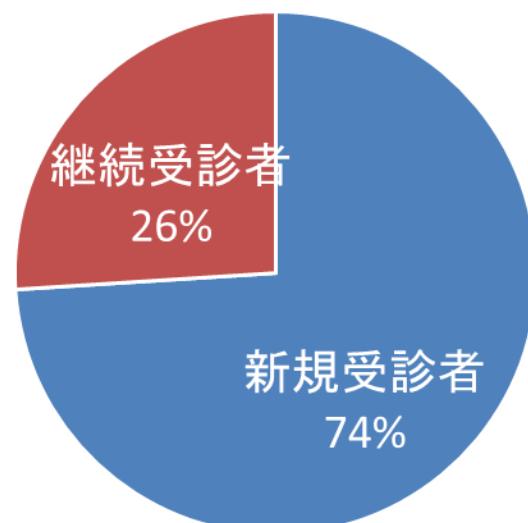


3. がん検診受診率向上対策

がん好発年齢対策

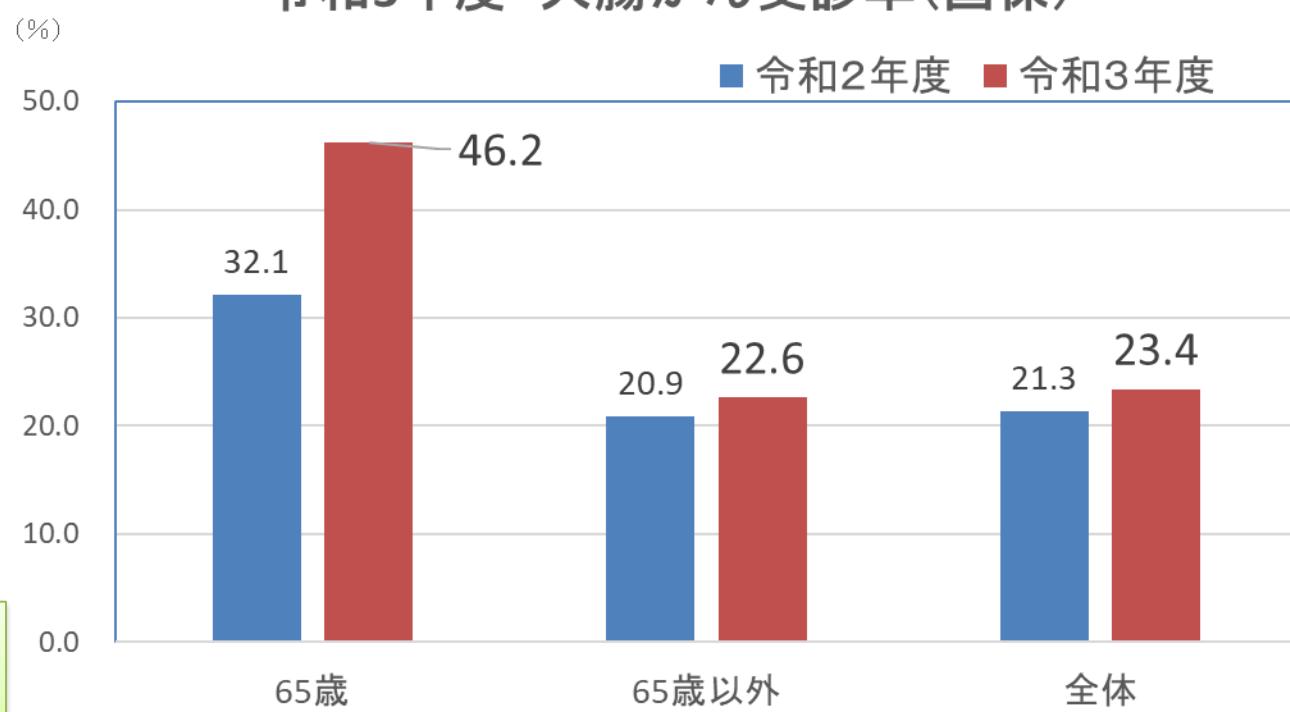
取組	概要	対象	計画	実績(R4.1末)
がん好発年齢対策 65歳未受診者大腸がん容器送付による 検診勧奨	8月8日までに大腸がん 検診を受診されていない 方に検便容器を送付し、 検診受診につなぐ。	65歳の 未受診者	700 通	702通

未受診者勧奨対象者(702通)のうち
検診受診者の健診受診状況 N=146



65歳の大腸がん検診受診率(国保)は、
大幅に伸びた。

令和3年度 大腸がん受診率(国保)

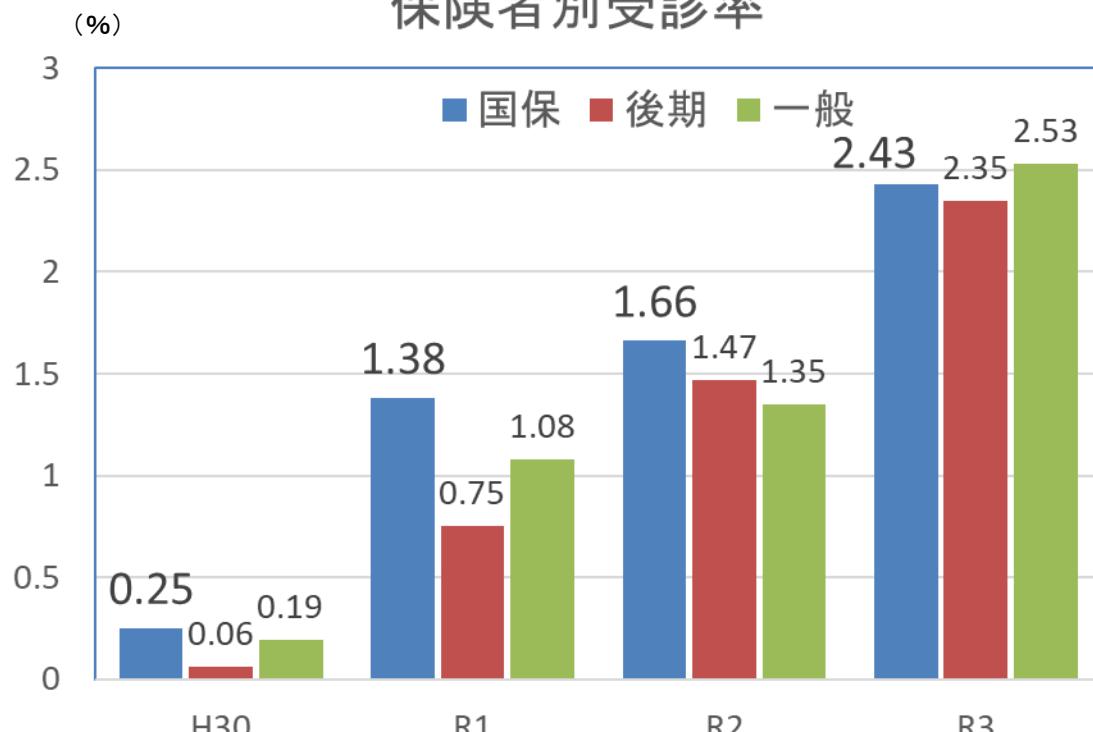


4. 歯周病検診受診率向上対策

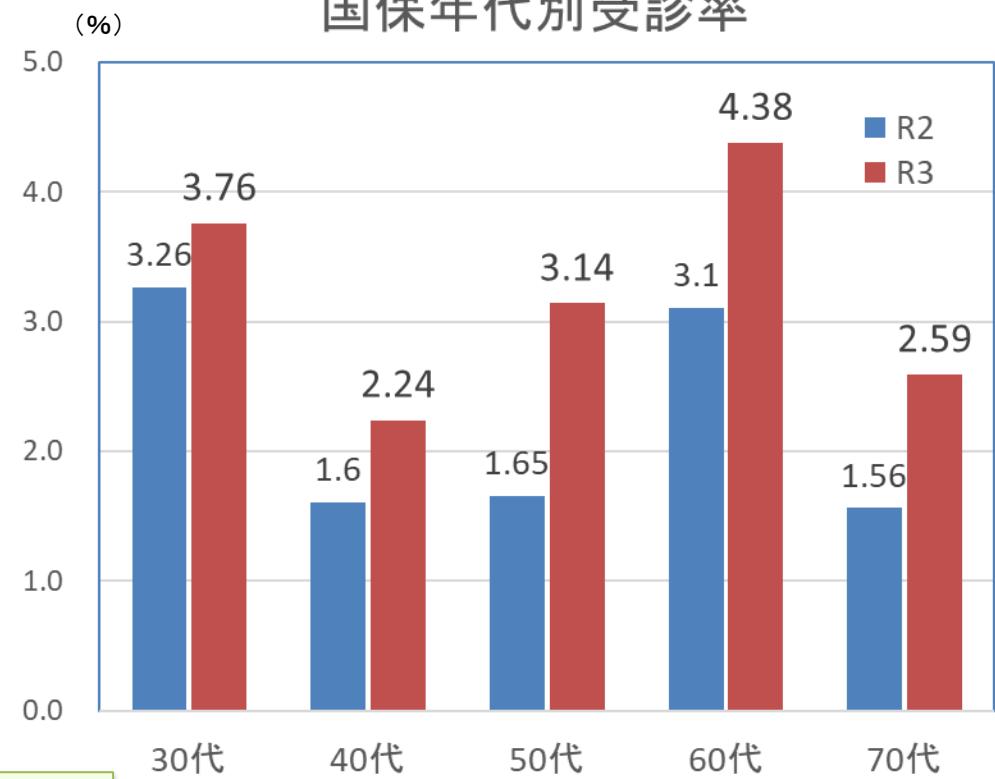
検診費用の無料化

取 組	概 要	対象	計画	実績(R4.1末)
検診費無料	集団検診19歳以上、医療機関検診30歳以上が健診費無料		358人	275人

保険者別受診率



国保年代別受診率



国保の歯周病検診受診率は年々伸びている。

5. 生活習慣病重症化予防対策

未治療者対策

取 組	概 要	対象	計画	実績(R4.1末)
未治療者対策 受診結果報告書の同封 (医療連携書)	未治療者に対して、受診結果報告書を発行し、医療機関受診につなぐ。	要医療判定値者	500件	533件

▶健診後の保健指導の流れ

- ①健診結果に医療連携書同封 → ②医療機関受診
→定期受診 → ③健康課継続支援
(保健・栄養指導) → ④本人の取組 → ⑤結果(評価)

(S氏の事例)

①健診結果



対象者名	男・女	個人番号
住 所	加賀市 (区)	年 齢
医療機関名	自覚() 血糖() 実験時 HbA1c() 白蛋白() 葡萄糖() LDH()	
心電図		
受診結果報告書	●診断名・治療方針 等	
医療機関受診日	年 月 日	
治療の必要なし	●受診時に実施した検査結果及び処方箋 等	
要指導・助言		
要治療		
治療中		
1.指導を勧めた 2.勧めない 3.その他()	●市への保健指導希望事項、先生方の指示内容をご記入下さい。	
市への保健指導について		
●本人の保健指導利用希望について		
1.希望する 2.希望しない 3.その他()		

▶医療連携書
(主治医からの指示書)

健診結果で医療機関受診の必要な方を、医療機関へつなぎ、主治医の指示のもと、保健指導を行っている。

②医療機関受診
血圧、糖尿病診断
→治療薬内服開始
2か月に1回、血液検査実施。
③健康課継続支援
食事量の適正量の確認。
定期的に面接、体組成測定を実施

④本人の取組
【運動】
運動施設利用券を使用
(ジム5回 : サイクリングとストレッチ)
【食事】
1食ご飯量300 g → 100 g に減らした
暴飲暴食をやめた



⑤Sさんの結果 (評価)
体重 34.8kg減
BMI 10.5減
血圧 74mmHg(収縮期)減
HbA1c 3.2%減

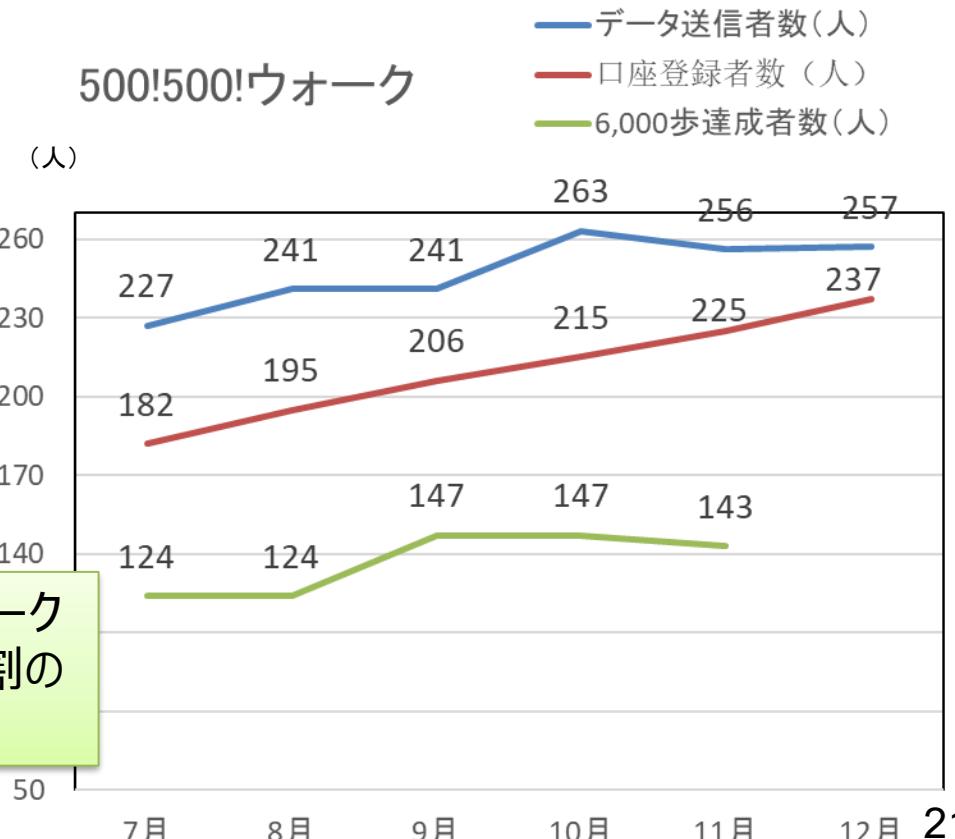
6. 健康づくり対策

(1)KAGA健食健歩プロジェクト

▶登録説明会
(運動のポイント)



取組	概要	対象	計画	実績(R4.1末)
KAGAタニタ健幸プログラム ①500!500!ウォーク ②出張登録説明会	①平均歩数が6,000歩以上の対象者にインセンティブを付与 ②KAGAタニタ健幸くらぶへの新規登録説明会を各地区に出向いて行う	①KAGAタニタ健幸くらぶ会員 ②19歳以上の加賀市民	①700人 ②200人	①257人 ②138人



タニタ会員の約4割が500!500!ウォークに参加し（9割以上の送信率）、約6割の方が平均6,000歩を達成している。

◀登録説明会(体組成測定と説明)



令和4年度の保健事業(案)について

1. 特定健診受診率向上対策 (案)

(1)治療中者の健診不足項目の追加検査

【概要】 治療中者：診療において、健診の不足項目を追加検査する。

(2)メタボ対策と受診率向上を併せた未受診者勧奨

【概要】 過去の健診受診者でメタボ該当者に対し、健診受診を促す。

○通知内容：過去の健診結果の経年的なデータに関するアドバイス入り通知

2. 生活習慣病発症予防・重症化予防対策 (案)

(1)食生活改善アプリ等の導入

【概要】 健康づくりの見える化による健康管理アプリ
栄養士のアドバイス入りアプリ



③その他（条例等の改正、事務処理標準システム、
マイナンバーカードの健康保険証利用の状況など）

加賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

《未就学児軽減》

【概要】

加賀市では平成 30 年度から 18 歳未満の子どもについて、低所得世帯割軽減（2・5・7 割軽減）算定後の均等割額の 2 分の 1 を減免していたが、令和 4 年 4 月 1 日からは国の制度で 6 歳未満の未就学児について減免を行うもの。なお、6 歳以上 18 歳未満の子どもは引き続き加賀市国民健康保険税条例施行規則により減免を行うことで、これまでと同様に 0 歳から 18 歳までの減免を行う。

【改正の内容】

未就学児に係る当該年度分の低所得世帯軽減後の被保険者均等割額の 10 分の 5 を乗じて得た額を減免する。

【施行期日】

令和 4 年 4 月 1 日

【未就学児軽減額及び子ども（6～18 歳）減免額】

低所得世帯軽減	軽減無し	2 割	5 割	7 割
減 免 額	医療分	13,800 円	16,560 円	20,700 円
	支援金分	4,450 円	5,340 円	6,675 円
	合 計	18,250 円	21,900 円	27,375 円
減額割合の合計	5 割	6 割 (2 割+4 割)	7.5 割 (5 割+2.5 割)	8.5 割 (7 割+1.5 割)

《課税限度額》

【概要】

加賀市の令和3年度課税限度額は国より2段階低く設定しているが、令和4年度に国の賦課限度額が3万円（1段階）引き上げられることに伴い、段階的に国に準拠していくため、加賀市の令和4年度課税限度額を3万円（1段階）引き上げるもの。

【改正の内容】

基礎課税額の課税限度額を58万円から61万円に引き上げ、合計課税限度額を96万円とする。

【施行期日】

令和4年4月1日

【課税限度額】

○政令（税制大綱）

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和4年度
基礎課税額	58万円	61万円	63万円	65万円
後期高齢者支援金等課税額	19万円	19万円	19万円	19万円
介護納付金課税額	16万円	16万円	17万円	18万円
合 計	93万円	96万円	99万円	102万円

○加賀市

	現行(R2改正)	改正後	比 較
基礎課税額	58万円	61万円	+3万円
後期高齢者支援金等課税額	19万円	19万円	0万円
介護納付金課税額	16万円	16万円	0万円
合 計	93万円	96万円	+3万円

【参考】

課税限度額の引き上げによる増加見込額

7,766千円

加賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

《出産育児一時金等の見直し》

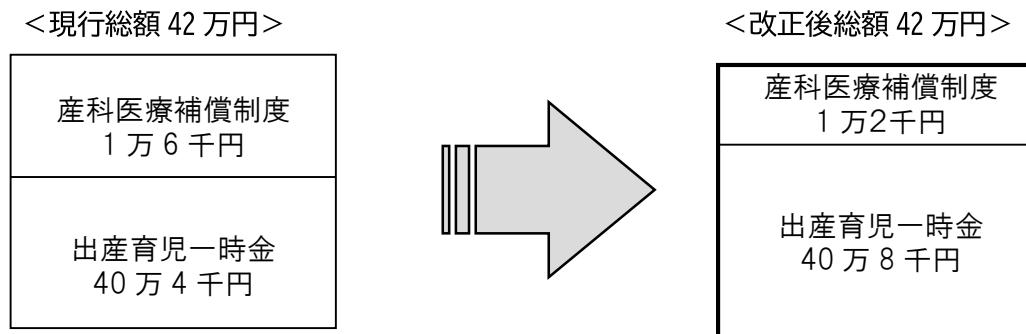
【概要】

令和4年1月1日より、産科医療補償制度が見直されること等を踏まえ、出産育児一時金等 の支給額を見直すこととなり、関係政令について所要の改正を行うものである。

【改正の内容】

産科医療補償制度の掛金が下がることにより、出産育児一時金の支給総額が4千円下がるが、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金の支給総額は42万円を維持すべきとし、出産育児一時金の支給額は、40万4千円から40万8千円に引き上げるよう政令が改正されたことにより条例を改正するもの。

イメージ図



【施行期日】 令和4年1月1日

- 出産育児一時金とは …… 健康保険法に基づき給付金として、出産に要する経済的負担を軽減するため支給される制度
- 産科医療補償制度とは …… 産科医療補償制度は、分娩に関連して発症した重度脳性まひのお子さまとご家族の経済的負担を速やかに補償する制度

国保事務処理標準システムの対応状況

概要

国保事務処理標準システムの導入により

- ・国保事務の効率化、標準化、広域化
- ・制度改正などによる電算改修コストの削減

を推進

R3年度とR4年度で

- ・現行国保システムから標準システムへのデータ移行
- ・国保事務処理標準システムと既存システムのデータ連携を構築

○国保事務処理標準システム

石川県が中心となり構築する「石川県クラウド」に事務処理標準システムを導入（県内19市町の共同利用）

※R5年3月から本稼働（加賀市）

データ移行

データ連携

○現行システム

国保システム
(資格・保険税賦課
・高額療養費など)

※R5年2月まで運用

宛名システム
個人住民税システム
収納管理システム
など

※R5年2月以降も運用

経費・財源について

	項目	予算額	財 源	
令和3年度	データ移行・連携	49,170千円	一般会計繰入金 国県交付金	26,620千円 22,550千円
	システム導入負担金	11,572千円	国県交付金	11,572千円
令和4年度	データ移行・連携	12,100千円		
	ネットワーク設定	1,210千円	一般会計繰入金	13,767千円
	光回線利用料など	457千円		
	保守費	289千円	県繰入金	289千円
	システム導入負担金	36,839千円	国県交付金	36,839千円

市独自の「子ども減免」の国保事務処理標準システム対応

令和4年度中に国保事務処理標準システムからのデータ抽出と結果の出力、
令和5年度に減免額の算定をするための外付けシステム構築の予算が必要

スケジュールについて

年	R3年			R4年												R5年		
月	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
全体スケジュール																		本稼働
データ移行	移行データ抽出 連携システム構築			テスト移行 移行結果確認 操作研修			運用テスト システムテスト 連携テスト			移行リハーサル 連携テスト 本番連携適用								
データ連携	データ抽出・検証 ・連携システム構築			データ検証・稼働支援・本番対応など														
ネットワーク環境整備																		1,667千円 ネットワーク設定・回線利用料など
標準システム導入負担金	11,572千円			事務処理標準システム構築ほか			36,839千円 保守費（本稼働1月分289千円）⇒											

マイナンバーカードの健康保険証利用の状況

- 令和3年10月20日からオンライン資格確認システムの本格運用が開始され、マイナンバーカードが保険証として利用できるようになりました
- 保険年金課窓口でも利用登録を勧めています

7つのメリット

①より良い医療が可能に！

医師等が特定健診や薬剤情報を共有し、より適切な医療が受けられます。
(本人の同意が必要)



②自身の健康管理に役立つ！

マイナポータルから、特定健診や薬剤情報を閲覧できます。

③オンラインで医療費控除がより簡単に！

確定申告で医療費控除通知情報が自動入力できます。
(2021年9月分以降)

④手続きなしで限度額を超える一時的な支払いが不要に！

限度額認定証がなくても、限度額を超える支払いが免除されます。
(自治体独自の医療費助成、保険税の滞納がある場合を除く)

⑤医療保険の資格確認がスムーズに！

医療機関や薬局の受付け事務が効率化されます。

⑥医療費の事務コストの削減！

医療保険の請求誤りが減少するため、事務コストの削減が見込まれます。

⑦健康保険証としてずっと使える！

就職や転職、引越をしても、健康保険証としてずっと使えます。
(医療保険の加入届出は必要)



加賀市で利用できる医療機関数(R4.2.6現在)

	機関数	利用可能	割合
医科	47件	12件	25.5%
歯科	27件	3件	11.1%
薬局	33件	15件	45.5%
合計	107件	30件	28.0%

「機関数」は東海北陸厚生局における医療機関等の指定状況から集計

加賀市国保マイナンバー紐付け数(R4.1.31現在)

被保険者数	紐付け数	割合
13,569人	697人	5.1%

健康保険証の登録によるマイナポイント申込の受付と「7,500円分のポイント付与」の開始時期は「6月頃」に予定されています。